

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金

○賃貸人（オーナー等）に対する支援

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した県内の店舗の家賃を減免した不動産の賃貸人（中小企業・個人事業主等）に対して、支援金を交付します。

・申請受付期間

令和2年7月17日（金）から令和2年10月16日（金）まで（消印有効）

・交付額

令和2年4月～6月において、賃貸人が店舗の家賃（注）を20%以上減免した月について、減免額の5分の1（上限額：賃貸人につき20万円）

（注）家賃は、建物の月額家賃（共益費、管理費及び消費税を含む。）とし、駐車場代、土地の賃借料などは対象外です。

・交付要件

（1）交付対象となる賃貸人（オーナー等）の要件

交付対象者は、中小企業又は個人事業主等で次のア～エの全てに該当する賃貸人（オーナー等）です。

ア	申請に係る店舗に対して、令和2年4月～6月の少なくとも1か月分の家賃を20%以上減免した。
イ	本支援金を重複して申請していない。
ウ	代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していない。
エ	その他知事が適当でないと思えた者に該当しない。

（2）申請に係る店舗（テナント）の要件

対象となる店舗（テナント）は次のア～オの全てに該当する中小企業又は個人事業主等が経営する埼玉県内の店舗（注）です。

（注）店舗（テナント）は、来店する一般消費者に対して経常的に物品販売又はサービスの提供を行うものとし、事務所、倉庫、作業所などは対象外です。

	令和2年4月～6月において、次のいずれかに該当する。
ア	(1) いずれか1か月の売上が昨年同月比で50%以上減少している。 (2) 3か月の売上の合計が前年同期比で30%以上減少している。
イ	令和2年4月～6月において、営業停止など店舗が営業できなくなるような行政処分を受けていない。
ウ	次のいずれにも該当しない。 (1) 賃貸人である個人又は法人の代表者と実質的に同一人である。 (2) 賃貸人である個人又は法人の代表者の配偶者又は一親等以内の親族である。 (3) 賃貸人である法人と会社法第2条に規定する親会社等と子会社等の関係にある。
エ	代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団等に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していない。
オ	その他知事が適当でないと思えた者に該当しない。

・申請方法

郵送

・問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口

(埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金(貸貸人)事務局)

電話 0570-000-678 (平日・休日とも午前9時～午後6時)

048-830-3754 (土日祝日を除く午前9時～午後5時)

○賃借人(テナント事業者)に対する支援

新型コロナウイルスの影響により、売上が一定程度減少した県内テナント事業者(中小企業・個人事業主等)に対して、国が支給する家賃支援給付金に県が上乗せして支給します。

・対象者

県内中小企業者・個人事業主等

・交付額

支払家賃の1/15(6か月分)

上限額:20万円(複数店舗を賃借している場合は30万円)

・交付要件

次の(1)、(2)を満たす必要があります。

(1) 令和2年5月～12月において、以下のいずれかに該当する者

ア いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少

イ 連続する3か月の売上の合計が前年同期比で30%以上減少

(2) 前年度の月平均売上が15万円以上であること

・申請方法

詳細は後日公表します。

・問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口

(埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金(賃借人)事務局)

電話 0570-000-678 (平日・休日とも午前9時～午後6時)

詳細につきましては、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>